

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応マニュアル

2023. 5. 19

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行しました。行政から移行後の指針は、発表されていますが、本校は医療職を養成する機関であり、臨地実習を行っているため個別にマニュアルを策定しました。なおこのマニュアルは、感染症の流行状況や行政の方針に伴い随時改訂をします。

I. 【基本的な行動指針】

1. 咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養してください。
2. 発熱（37.5℃以上）が見られる場合は、症状がなくなるまでは自宅療養をしてくださいまた、かかりつけ医を受診し結果を学校に報告してください。
3. 手洗い等の手指衛生をこまめに行ってください。
4. 学校内においてはマスク着用を推奨します。（ただし体育実習等運動をする場合を除く）医療機関や高齢者施設を訪問する時や、通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時もマスク着用を推奨します。
5. 換気は従来通り継続して行ってください。

II. 【学生自身がコロナ感染症陽性の場合】

《対応》

1. 学校への報告は従来通りに行ってください。
2. 5日間の出席停止となります。

表1 出席停止の取扱い

	対象者	期間
①	陽性者	【有症状者の場合】 発症した日を0日として5日が経過し、かつ、症状が軽快*した後1日を経過するまで ※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
		【無症状者の場合】 陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで ただし、出席停止期間中に発症した場合は、「検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで」の期間とする。
②	体調不良者のうち医師等から登校を控えるよう指示された者 (①を除く)	学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで

※なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

Ⅲ. 【濃厚接触者の場合（同居家族が陽性者の場合）】

《対応》

1. 自身の体調を確認し、問題がなければ感染防止（マスク、手指消毒、他者との距離等）に留意し登校をしてください。
2. 自身に症状がある場合は、2日間および症状が消失してから24時間は自宅待機をしてください。（同居家族の感染陽性を証明するものを提出した場合は、出席停止扱いとします。）

Ⅳ. 【臨地実習中の場合】

《対応》

1. 基本的には上記Ⅰ～Ⅲに準じますが、別途施設が定める基準に従っていただく場合もあります。

Ⅴ. その他

1. 出席停止に該当する場合は、公欠となり講義は録画したものを後日視聴することにより、出席扱いとなります。（各学科にて演習・実習は対応が違いますので、各科の指示に従ってください。）
2. **今まで何らかの感染を疑う症状で欠席した場合も公欠となっていましたが、5月22日（月）より上記Ⅱ、Ⅲの出席停止に該当する場合のみ公欠となりますので、注意してください。（欠席となります）**